

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第7回）

日時：平成22年8月18日

場所：総務省第1会議室

【小川座長】 皆様、こんばんは。今日も大変お忙しい中、また、大変暑い毎日が続いております。そして、加えまして、今日は、時間の設定が大変夜分になりました。そういう中で委員の皆様には、第7回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会、ご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。ちょっとかけさせていただきます。

第6回から少し時間があいたわけでございますけれども、この間、大変政治環境にも大きな変動がございまして、そういったことももちろん頭に置きつつでございますが、今回の会議、進めてさせていただきたいと思っております。

今日は、小沢委員が10分程度、また、菅家委員が30分程度都合により遅れてのご参加ということでございますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。私も、もう就任から1年近くになるんですけれども、省内のさまざまな調整、あらゆるいろんな会議に出させていただきますが、これほど緊張感を持って参加している会議はほかにはございませんので、今日も少しでも早く来て、場の空気をしっかりと暖めて、進行役をさせていただかなきゃいかなというふうに心がけております。

それでは、小沢委員、菅家委員がご到着、少し遅れておりますので、そういう意味では全員そろってというわけではございませんが、時間には限りがございます。まず、前回までの議論を踏まえまして、論点の整理を事務局のほうでお願いをいたしましたので、まず、その報告を受けるところから始めさせていただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いたします。

【植田公務員課長】 公務員課長の植田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料1、資料2が主要な論点についてまとめたものでございます。これに沿いまして、私のほうから簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料1ですけれども、内容的にはここにございます、四角で囲っています、1つ、団結権を回復すべきか、それから、消防職員の団結権を回復する場合のあり方、それから、3

つ目として、制度改正を行う場合の留意点と、大きくローマ数字3つに分かれた中になってございますけれども、まず、資料1のⅠ 団結権を回復すべきかについてでございます。

基本的な考え方といたしまして、(1)、○ですけれども、団結権について、労働者の基本的な人権であるとの立場から検討していくべきではないかということをもまず指摘してございます。

そして、これを前提にいたしまして、(2)、(3)がペア、対になるわけですが、(2)といたしまして、団結権を回復することにより期待される効果、効果として、3つポツがございます。1つは、対等な立場での労使の意思の疎通により、目的意識の共有や公務能率の向上が図られるのではないかと。それから、2つ目として、消防職員の安全を確保することにつながるのではないかと。3つ目として、職員の士気の向上や人材確保につながるのではないかと。この点が挙げられるのではないかとしているところでございます。

他方で、(3)ですけれども、課題・懸念といたしまして、ポツが3つですけれども、職員間の対抗関係を生じさせることになり、指揮命令系統や部隊内の信頼関係に影響を与えるのではないかと。住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと。この観点から、地域住民との信頼関係に影響を与えるのではないかと。それから、3つ目が消防団との連携や信頼関係に影響を与えるのではないかと。この点を指摘したところでございます。

最後に、(4)といたしまして、消防職員の団結権をもし回復するとした場合に整理すべき事項として、警察職員と異なる取り扱いをする理由は何かということでございます。

次に、Ⅱといたしまして、消防職員の団結権を回復する場合のあり方についてでございます。まず、(1) 団結権を回復する場合のあり方として、3つのケースがあると。1つ目の○の3つのポツですけれども、団結権を回復して、一般非現業職員と同様、当局との交渉を行うという仕組み、2つ目が、団結権を回復して、消防職員独自の仕組み（労使協議等）についてですけれども、こういう仕組みを構築するというつくりになって、3つ目といたしまして、団結権を回復し、当局との交渉や労使協議等は行わないという仕組み、この3つのケースを示しているところでございます。

それから、もう一つの論点といたしまして、次の○ですけれども、団結権を回復する場合に、消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきかについても検討が必要としているところで

ございます。

(2) は、当局との交渉についてでございます。当局との交渉についてどう考えるかという点についてもあわせて検討する必要があるのではないかと。この場合、2つ目の○ですけれども、法制的な観点や国際的な観点からも検討する必要があるのではないかと。また、3つ目の○ですが、最初のIの(2)や(3)のところで検討いたしました効果ですとか、課題・懸念について、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるかどうかという問題提起もしてございます。それから、4つ目、仮に団結権を回復し、当局との交渉を行う場合に課題・懸念が生じるとすれば、これに対してどのような対応策が考えられるかという点も検討が必要だということも述べてございます。

最後に、3つ目といたしまして、もし制度改正するならば、その場合の留意点といたしまして、(1) 消防職員委員会制度をどのように取り扱うべきか。(2) といたしまして、公務員制度改革、今、議論が行われております。これとの整合性という観点から、消防職員の特性について勘案する必要があるのではないかとということ。それから、(3) といたしまして、円滑な制度の実施のために準備期間をどう考えるか。それから、一部事務組合ですとか、小規模な消防本部が存在することについても留意すべきという点を指摘しているところでございます。

以上が資料1、全体のまとめでございます。

資料2ですけれども、横長の資料、こちらは、先ほどの資料1の項目を若干敷衍したものと思っているところでございます。3つに分かれるわけですが、まず、先ほどの資料1の(3)のところでございました団結権の回復に伴う課題・懸念についてでございます。この課題・懸念について、左のほうですけれども、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるかという指摘をするとともに、仮に団結権を回復し、当局との交渉を行う場合に課題・懸念が生じるとすれば、これに対してどのような対応策が考えられるかという問題提起をしてございます。

この表の真ん中の欄は、先ほどの述べたことと、資料1で述べたことと全く同じですが、これに対応して、右の欄に幾つかの指摘をしてございます。例えば出動時等において、上官の指揮命令権の確保や部隊内の厳正な規律や統制の維持のための対応策をどう考えるか等々、幾つかの問題提起をしているところでございます。

それから、2ページ目へまいりまして、2つ目の論点といたしまして、団結権は認めるけれども、交渉権は認めないと、制度設計した場合の考え方の整理でございます。団体が

当局との交渉を行わないとする場合、消防職員の団体の意義・目的をどのように考えるのか。具体的には、真ん中の欄ですけれども、消防職員が団体を結成できることにより、どのような効果があるのか。それから、2つ目の○ですが、消防職員の団体は、職員の勤務条件の維持改善を図るため、どのような活動ができることとするべきだろうか。それから、さらに、3つ目の○ですけれども、新たな労使関係の仕組みをつくることとなることについて、どのように考えるのかという論点を検討する必要があるというふうになっているところでございます。

それから、最後に、3つ目の論点といたしまして、もし消防職員に団結権が認められるとなった場合に、消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか、あるいは消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきかということも検討する必要があるのではないかとこのようにしているところでございます。この論点を検討するに当たりまして、真ん中の欄でございますように、消防職員の団体が、当局との交渉を行うこととするか否かによって、消防職員が結成・加入できる団体が形態に違いが生じると考えるかどうかということについても検討する必要があるとしているところでございます。

以上がこれまでの議論を踏まえまして、事務局のほうで取りまとめさせていただいた資料の説明でございます。よろしくお願いたします。

それから、ちょっとこの機会に補足で申し上げますと、前回第6回の検討会におきまして、委員の先生方のほうから、全国消防長会が実施しておりました全国の消防長に対する意向調査の結果を公表してほしいというお話がございました。これを受けまして、事務局から全国消防長会にこのご意向をお伝えしましたところ、お手元に配付させていただいております資料、提出資料というものでございますけれども、このように調査結果の提出をいただいているところでございますので、適宜ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

【小川座長】 ありがとうございます。それでは、早速でございますが、事務局のほうで整理をいただきましたこの主要な論点について、あるいは団結権を回復する場合のあり方についてのさまざまな課題等についてを前提にご議論をいただきたいと思います。

これまでそもそも論といいますか、入り口の部分の議論につきましては、6回にわたって、大変充実したご議論をいただいてまいったわけでございます。秋ごろには一定の結論をとる前提で、この間ご参画をいただいたことを前提にいたしますと、少しここで改めて冷静に、なおかつ客観的なご議論をいただきたいという趣旨で、この論点整理を行わ

せていただいております。それを前提にどなたからでも結構でございます。忌憚なく今日もご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

この熟考の時間もぜひ大事にさせていただきたいと思ひますし、主要メンバーがこのたび……。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 考え方はわかりました。もしわかれば教えてほしいんですが、団結権を回復して、団体交渉について制限するという場合、消防のほかに何か類似の職種とか、今、そういった応用できそうなケースって何かあるのかなというのをちょっと知りたいと思ひたんですが。

【小川座長】 この点どうですか、事務局、お答えになられますか。

【植田公務員課長】 特にこれという形で参考になるものはないというのが私どもの今の認識でございます。

【人羅委員】 そうすると、団結権を認めているけども、団体交渉はないというケースは、今の日本の労働の実情においてははないということですか。

【植田公務員課長】 はい。そういう理解を今、しています。

【人羅委員】 そうすると、仮に消防がそうなった場合には、それは極めて消防だけの制度が設けられるということによろしいですか。

【植田公務員課長】 はい。

【小川座長】 よろしいですか。はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。別の観点でも、また、関連する点でも結構でございます。どうぞ、ご遠慮なく。

【人羅委員】 それでは、さらにお尋ねしますが、労組の関係の方にお尋ねしたいんですけども、仮に団結権を認めて、団体交渉を認めないという制度が仮に導入された場合、それじゃあ、意味がないんじゃないかというふうにお考えになるのか、やはりある程度の、それはさはさりながら、実質意味はあるというふうにご認識なのか。その辺が労組さんはどのような印象を持たれているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思ひんですが。いきなりの質問で申しわけないんですが。

【小川座長】 いいご質問いただいたので、岡本委員、それから、迫委員、木村委員も何か補足ございましたら、後ほど。

【岡本委員】 われわれ非現業職員は、団結権が認められていても、協約を締結する権利が認められないというのが現行の制度です。書面協定はできますけれども、そこまでのな

んです。実際に団結権が認められれば、話し合いはされるということになると思うので、話し合いをもってそれを交渉ととるのか、それとも、対話ととるのか、難しいところはあろうと思います。実質的に、いわゆる労働条件なり、勤務条件について話し合いが行えることがあればよいのではないかとはいえます。

ただ、原則的には、団結権には話し合いをする、つまり、交渉するというのもついておるといふふうには思っております。

【人羅委員】 では、逆に、ちょっと思うんですけど、そこで話し合いが行われた場合、それは、いわゆる団交とは明らかに法律上違う性格のものになるのでしょうか。

【小川座長】 この点、ちょっと事務局、補足があればおっしゃっていただきたいんですが、もし団体交渉権が法律上認められるということになれば、当局側、雇用者側に応諾義務が発生するはずですし、まさに法的な交渉の場と。今、おっしゃった事実上の対話なり、コミュニケーションの場というのは、必然的にその性格が、法的には少なくとも異なるものになるかと思えます。何か周辺情報も含めて補足があれば。

【佐々木公務員部長】 今の一般非現業職員の場合ですけれども、地方公務員法の55条で交渉のルールが決まっております、特に登録を受けた職員団体から、適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つという明確な条文があるとか、それ以外にもルールについての規定があるわけがございますので、その法律上の交渉というふうに位置づけた場合には、こういうルールに基づくと交渉がなされるということになると思えますので、交渉ではないということであれば、実際にも世の中にはいろんな団体があるわけですし、いろんな団体が市役所庁とかに來られていろんなお話を、要望されるというのはさまざまあるわけがございますので、そういった一般の話し合いなり、意見交換はなされるといったような位置づけで、この法律上の交渉とは異なるという位置づけが一つあり得るのかなということになるかと思えます。

【小川座長】 今の人羅委員のご質問に対して、迫委員、または木村委員、何か補足ございますか。

【迫委員】 消防職員として、過去の経過も考えながら、ご質問には簡単に答えられるものではないと思うんですけど、消防職員には団結権そのものがないので、公務員制度改革の狙上にのるためには、まず団結権というものがひとまず到達目標のため、その設置、保障に向けた活動をやっているわけですけど、それだと交渉という話し合いがどうスイッチが入るのかということと、当然行政当局側がどう受け入れてくれるのかと。全国

に労働組合、公務員の組合ありますけど、そこそこ色が違うと思うんですよね。その中で、消防職員は団結権だけでいいのかとか、交渉権もセットではないのか。ヨーロッパはそう考えているみたいですが、今、日本における消防職員の団結権というのは、前回の会議の中で荒木先生がおっしゃったとおり、意味があるんだという意味でも、それは自覚しておりますし、まずは団結権の設置に向けて、その次の交渉になるのか、交渉権が必要なのかというのは、今後の議論になっていくのではないかと、そんなふうを考えております。

【小川座長】 木村委員、いかがですか。

【木村委員】 あんまりつけ加えることはありませんけども、何のために団結できるようになるのか。団結の権利を得るかと言えば、それを交渉と言うのか、協議と言うのか、対話と言うのか別にしても、やはりそういう話し合いができる、体制ができるということは非常に重要であるし、それはもう当然のことながら付与される行為の権利みたいなものではないかなと思いますけど。

【小川座長】 それぞれのお立場からご発言がございました。これに関連する点でも結構ですし、また、それ以外の点でも結構ですが。どうぞ、三浦委員。

【三浦委員】 いきなり団結権の付与という前提での議論ですので、えっと思うんですけども、ただ、今の課題、議論出ております部分につきましては、やっぱり我々が懸念するのは、例えば話し合いとか、協議とか、そういった名目で、結局実質的に交渉のような形が行われたときに、例えばこれは法的にきちっと、今の地公法上でも交渉権のルールというのが法律できちっと書かれてあるわけで、そこが書かれてなければ、すぐきつく解釈する理事者側は、あなた方は交渉権ないんだよと、話し合い、何を言ってんだよとなってしまうし、また、逆のほうで、踏み込んだ形で、交渉というよりも、話し合いとか、いろんな要望とかそういうことを受け付ける理事者も出てくる。すると、立場が変わった人から見たときに、法的にきちっと保障もされてへんのに、何でそんなことをしているんだという違法性まで問われてくると。

ですから、私の考えとしては、団結権と交渉権というのはセットで、先ほど木村委員がおっしゃったように、何のために団結をするのかというのは、これは冒頭の入り口の議論で何度も私、言ってまいりましたが、そのためにやっていくわけですから、これはもう基本的にはセットにならざるを得ない。ただ、その入り口の部分で、消防という職務、危機に即時対応するというのを目的する職場にはなじまないというのは、私がずっと言い続けておる部分です。

以上です。

【小川座長】 どうぞ。木村委員。

【木村委員】 そういうご指摘も十分理解できますけども、今の公務員の基本権も制約を受けているわけですね。民間の労働者とは全く異なる部分があるわけで、それは消防職員のいろんな職務の性質上、現実としてさまざまな制約を受けなければならない部分もあるでしょうから、それはそれで考えればいい話であって。ただ、団結権を付与されれば、当然ことながら、それは話し合いになるでしょうし、もし一切そういう話し合いもできないということであれば、それは何のためなんだということになってしまわない。今の委員会、委員会制度ですか、それとどこが違うのかという話になりかねないのではないかなと思います。

【小川座長】 大変核心に触れる議論が冒頭からございますけれども、今、三浦委員のご発言は非常に、何と申しますか、当然理事者側のお立場、指揮官、最高指揮官でいらっしゃるお立場からすれば、職務の円滑な執行を一義とされて、この団結権の議論そのものには慎重なお立場でご参加をいただいてきたわけですがけれども、仮に、団結権が認められるということに仮になれば、当然交渉権が視野に入ってくると。なおかつ、そこには一定のルールがなければかえっておかしなことになるというご発言は、非常に含蓄のある、お立場からすれば、お立場を踏まえれば、なおさら非常に含蓄のあるご発言をいただいたというふうに座長として受けとめております。

どうぞ、岡本委員。

【岡本委員】 三浦さんのほうからございました懸念についてですが、団結権があれば、労働条件なり、いろんなことを改善しようと思う話し合いの中には、一体のものとしてという言い方がいいかどうかわかりませんが、当然のことながら、交渉と呼ぶのか、話し合いと呼ぶのかは別にして、そういった行為が付随すると思います。ただ、三浦さんが言われたような懸念を払拭するような何か縛りというのが、たがというのか、どんなことができるのかわかりませんが、それは一定考慮するということがあってもいいのではないかと私は思います。

【三浦委員】 よろしいでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【三浦委員】 今、岡本委員からおっしゃったように、一定の縛りというのがよく理解が、私、ぴんとこないですね。今の制度の中でも、きちっとした地公法上で交渉権のルー

ルというのが明確にされておるわけですね。そこのルールを逸脱したり、そうじゃない場合にいろいろな組織上の問題が出てきておるのは現実あると思うんですけどね。ただ、きちっとしたもう既に確立した交渉権という、地公法上でルールがある。それとは別に、また違う何かルールを消防職員につくるというのは非常に何か、原点に戻りますけども、じゃあ、何のための団結権なのってなるので、その辺ちょっとよく理解できないので、どんなイメージをされているんですかね、ルールっていうのは。交渉権以外のルールっていうのはよくわかりません。

【岡本委員】 私がイメージしたのは、交渉をしていたりするときに、例えば火事が起きるとか、災害が起きるとか、突発的なことが起こったときに、交渉中であるということに縛られずに、本来業務であるところの消防業務であるとか、救急業務のほうに必ず行く。そういう、それは条文に書いたから行くというものではないかもしれないし、条文に書かなくても必ず行くんだと思うんですが、そういうことを明文化するとか、そういうことが考えられるのではないかということイメージしましたが。

【三浦委員】 よろしいでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【三浦委員】 ちょっと私の質問、言葉足らずでニュアンスが通じなかったと思うんですけども、その本来の職責を放棄してまでそんなことするとかしないとかってというのは、これはちょっと次元の違う話でありまして、今、団結権という、その消防職員が団結する権利と。その目的として、自分たちの部分を当局側にきちっと上げていける仕組みというのが今の地公法上では団体交渉権まで認められて、ただ、それに当たっては、先ほど佐々木部長がおっしゃったような、きちっとしたルールもあると。ということですので、それ以外に何か仕組みをつくるというのは、その交渉権の効果というんですか、団結権の効果というものはちょっと違うと思うんですけども。その辺をちょっとご質問したんですけど、イメージがわからないというのが。

【小川座長】 そこはどうなんですか、ちょっと。そもそも返りますと、団結権を直接のターゲットとして議論をさせていただこうということで進めてまいりました。ただ、三浦委員からご指摘、また、人羅委員からのご指摘の趣旨にありますとおり、当然これは交渉権が視野に入ってくる、あるいはそれをセットで議論しないと意味がないじゃないかという議論は、当然当初からあったわけでごさいます、そこは当然のこととしてもちろん排除はしませんし、団結権のあり方を考える上でも、そこは議論しておかないと、団結

権の輪郭をはっきりとさせることはできないという立場に立って議論を進めてまいりました。

それを前提にしますと、団結権の直接のメリットは、もちろん大きく言えば、労使間のコミュニケーションをうまくより円滑にすることで、ひいては、消防業務、消防行政の機能を向上させて、最終的には、市民生活の安全なり、安心に資するものになるというのが大きなストーリーでありますし、同時に、これは近代労働法制の大原則から言えば、被雇用者には労働基本権というものが基本的に認められてしかるべきであるという、その基本的な要求を満たすものであるということだと思います。

団結権が認められれば、どうなんですか。ちょっとここは法制的にもし、公務員課から修正なり、補足があればおっしゃっていただきたいんですが、まず、組合員から、組合員ということになりますので、組合費をきちんと法的に担保された形で、その活動に必要な経費を収納することができる。そして、専従事務所を場合によっては確保をし、組合員の福利厚生のための専従職員も置くことができるというところまでは間違いないですね、団結権を認められることによって。その先の……。

今、小沢委員がご到着でございます。どうも、お忙しい中、夜分にお運びいただきまして、ありがとうございます。

【小沢委員】 どうもすみません。

【小川座長】 小沢委員、今、資料1、2に基づきまして、第6回の検討会での議論の経過を踏まえまして、論点整理を事務局から報告を受け、それに基づいて議論が今、進んでおる最中でございます。

ですから、団結権そのものに非常に法的にはそういう大きなメリットといえますか、それはあると。

【植田公務員課長】 今、座長のご指摘の点ですけれども、お手元の資料の中で参考資料2というのがございます。その1ページ目に全体をまとめているのがございますので、そちらをごらんいただければと思いますけれども、参考資料2の1ページ目、職員団体制度と消防職員の任意団体との比較と。その中の職員団体制度という左のほうの欄のそれぞれの効果というものが、今、説明のございました団結権が付与されたことに伴う効果という理解をいただければと思います。例えばその下のほうに在籍専従とございますものですか、その他のチェック・オフ、これは条例で定める場合にとということですが、先ほどの政務官からのご指摘の部分でございますし、そのほかにも法人格の付与ですか

等々の効果があるということでございます。

【小川座長】 それから、交渉の場合なんです、法的にルール化された交渉には、どうなんです、おそらく職務専念義務等との関係で適用除外なりがあるはずでしょうし、それから、これがもし法的な交渉でないと、単なるコミュニケーションだということになれば、当然職務専念義務を満了した上で、休憩時間とか、あるいは勤務終了後とか、に事実上のコミュニケーションを行うといったような制約が生じようかと思いますが、それも間違いないわけですね。

【植田公務員課長】 はい。そこもおっしゃるとおりでございます、2ページのところに団体交渉のことが載せてございます。この中にございますように、職員団体として団体交渉の関係でこういう大きな効果があるということで、下から3つ目の○に適法な交渉を勤務時間中に行うことが可能と。これは地公法の条文で規定されてございますけれども、これらを含めて、ここにございますような交渉に際しての効果があるということでございます。

【小川座長】 ですから、少し整理をさせていただきたいんですが、直接は団結権をターゲットに議論を進めてまいりました。しかしながら、その機能を考えますと、当然交渉権を視野に入れないと、かえってその線引きなり、輪郭がはっきりしないということで、議論をそこに付加をしてまいりました。さらに、しかしながらですが、この間、小沢委員、また、菅家委員はじめとした、また、三浦委員、全体を管理しておられるお立場に立ちますと、非常に交渉権なりについては、当初から懸念、団結権そのものについてもそうだと思いますが、そういったご意見をいただいてまいったわけでございまして、なかなか……。

あつ、どうも、菅家委員、夜分にありがとうございました。

【菅家委員】 すいません。遅くなって、申しわけない。

【小川座長】 ご到着、心待ちにいたしておりました。

【菅家委員】 恐縮です。よろしく願いいたします。

【小川座長】 今、第6回の検討会を踏まえまして、事務局で整理をした論点ペーパーの報告を受け、それに基づいて議論が進行している最中でございます。

こうした当局側からの懸念の声を前提にいたしますと、そうは言っても、この交渉権をダイレクトに議論していくということには非常にある意味での慎重さが求められるだろうと、私もそう感じております。

そこで、団結権そのものには、今、申し上げたようなメリット、具体的な制度の変更が

予想されますし、また、事実上の交渉と法的な交渉には、今、公務員部から説明があったような差異があると、区別があるということも前提に置かせていただきたいと思います。

どうぞ、下井委員。

【下井委員】 今の点に関して確認させていただきたいんですが、今、座長が事実上の交渉という言葉が使われました。それから、資料1の2ページの上のほうで、Ⅱ、(1)の○の1つ目で、団結権を回復する場合、以下のようなケースが考えられるということで、3つほど例が出されておりますが、その2つ目のところで（労使協議等）という説明があります。これは交渉と区別した意味で労使協議というふうな説明をされているんだと思うんですけども、この交渉とは異なる労使協議というのが、今、座長がおっしゃられたような事実上の交渉、あるいはこの参考資料2の、今、問題になっていた、1ページのこの職員団体制度としての機能といいますか、こういう職員団体にはなれるよ。だけれども、2ページの団体交渉はできない。けれど、事実上の何らかの協議はできるというものをとらえて（労使協議等）というふうに表示されているという理解でよろしいでしょうか。

【小川座長】 ありがとうございます。その点なんですけれども、今日、初めてこういう具体的な論点整理をさせていただいているということですので、少し自由な討議なり、自由な発想をお許しいただきたいんですけども、ここでいう（労使協議等）には、先ほど来、議論になっておりますような事実上のコミュニケーションが一つ入ろうかと思えます。加えて、ちょっと自由な発言をお許しいただきたいと思いますが、今、消防には特異な制度として消防職員委員会制度というのがあるわけでございまして、一つの、場合によってはといいますか、選択肢、幾つかある中の一つとして、こういう消防職員委員会制度をうまく利活用するような仕組みも、場合によっては考えられるのではないかとか、そういった幾つかの考え得るオプションが想定をされるのではないかというような提案でございます。

【人羅委員】 いいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【人羅委員】 今の議論を聞いていてちょっと確認したいことがあったのは、団結権と団体交渉権を分けるということを議論した場合、そもそもそういうことが法律上可能なのかと。例えば法制局がだめと言ったら、これはだめになっちゃうわけですから、その点について、これはある程度法律にはやろうと思えばできるというところの話なのかというのがまず、そこの前提をちょっと確認したいのと。

あと、もう一つ、事実上の、この真ん中に書いてあるやつありますね。(労使協議等)、消防職員独自の仕組みというやつですけれども、これを仮に構築した場合、これは法律に書くという前提での議論なのか、それとも法律には書かないけれども、そこはよしなにやってくれというような意味合いでお書きになっているのか。そこをちょっと、基本的なことなので確認しておきたいんですけれども。

【小川座長】　　ちょっと座長としてご発言させていただいた上で、補足なり、修正があれば公務員課からお願いしたいと思いますが、まず、最初の法制的にどうかという点ですけれども、よく法制局の見解なりは、非常にこれは重要でありますし、法解釈等も含めて非常に尊重すべきものであることは言うまでもありませんが、今、議論しているような労働基本権のあり方なり、あるいは具体的な執行のあり方については、政策判断なり、あるいはその背景にある政治的な判断を前提にすれば、それを応分に正確に落とすという作業は当然必要になりますが、法制局の見解をもってこういった政策判断なり、政治判断がまかりならんという議論にはおそろくならないたぐいの話であろうと思います。

【人羅委員】　　私がちょっと心配したのは、僕も別に団結権と団体交渉権を分けること自体にはあんまり、そんなに反対じゃないんですけれども、そもそも団結権というものは、団体交渉権と一緒に、一体のものであるというのがもう議論の前提であって、それを分けるということはちょっと法律的に落とすのはなかなか難しいという話だったら、そこはそこでもう最初から壁に当たってしまうので、そのところのちょっと念を押したかったということなんですよ。

【小川座長】　　その点ですね、今、明確な結論まで申し上げる材料は持ち合わせておりませんが、通常、原則から言えば、今、まさに人羅委員がおっしゃったような議論に、少なくとも形式上はなるんじゃないかという気がいたしますが、ここでもさんざん6回、7回にわたって議論してまいりましたとおり、これは非常に歴史もあり、また、経過もあり、現実の制度もある中で出発した議論ですので、そうした経過や、今ある制度を踏まえた新しい制度論には一定の正当性といいますか、説得力があるのではないかと。それは法制的にもですね。ですから、形式的に原理原則論を言えば、まさに人羅委員がおっしゃったような議論もあり得ると思いますが、一方で、社会実態なり、制度の実態からすれば、今、イメージしているような新たな制度も、法制的に否定されるものにはならないだろうというふうに、ちょっと個人的な見解が入って恐縮ですが、そういう感じを受けております。

それから、2点目の法律に書くのかどうか。結論から言えば、それも含めて、少しここ

はフリーハンドの表現になっているということはお許しをいただきたいと思うんですが、もしこれを交渉権、応諾義務も含めて、もし、それを書き切るのであれば、これは団体交渉権そのものでありまして、何ら法律的な団体交渉権と変わらないこととなります、実態としてですね。

一方、全く一切のルールに記載がないということになりますと、先ほどの職務専念義務との関連とか、あるいは三浦委員がご心配、ご懸念でありました、かえってルールのない中での無法地帯のような、非常に事実上の対話や交渉に振り回される結果になるんじゃないかというご懸念もまた出てくるわけでございますので、この応諾義務の取り扱い、あるいは今、書かれているこの消防職員委員会制度、これは交渉権が前提になっておりません。こうしたものとの関係をこれからどういうふうに整理するか次第で結論は変わってようかと思えますけれども、いずれにしても、法律に書く場合も、また、書かない場合も、ここは少し幅を持たせたイメージで提供させていただいているということになるかと思えます。

【荒木委員】 よろしいでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【荒木委員】 人羅委員の団結権と団交権というのを、これを分けて規定することが可能なのかという点についてちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、まず、地公法55条1項、今日の参考資料3に条文があるんですが、55条1項で、登録職員団体に対して当局が団交の申入れに応ずべき地位に立つものとする。そういう、いうなれば、団交権を保障したと思われる条文があるわけです。

まず、事務局に確認なんですけど、これに違反した場合にどのような効果が発生するのかをまずご説明いただくのがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

【小川座長】 事務局。

【佐々木公務員部長】 55条の1項でございますけれども、民間の労働組合と違いますので、いわゆる不当労働行為制度というのは、地方公務員法においてはとっておりません。したがって、まさに公務職場でございますので、この当局が本来果たすべき義務を書いてあるという基本的なルールになっております。それで、さらにぎりぎり、今、荒木委員がおっしゃったように、じゃあ、仮にこれに違反をした場合にどのようなことになるんだろうかということを仮に想定をしてみますと、適法な交渉の申入れがあつたにもかかわらず、当局が申入れに応じないということになれば、例えばですけれども、何らかの形で

裁判の訴訟という、まあ、損害賠償になるのか、何になるのかちょっとわかりませんが、そういった形の法的な争いになる可能性というのはあり得るのかなとは思っております。

【荒木委員】 その場合に、55条1項を根拠に当局が団交に応ずべき地位に立つことの確認を認めたような、そういう裁判例があるかどうかというのは、もしご存じであれば教えていただきたいんですが。

【佐々木公務員部長】 ちょっとすいません。今、調べます。

【小川座長】 ちょっとお時間をいただければ。

【佐々木公務員部長】 またちょっと調べて。

【荒木委員】 あるいは、もしご専門の下井先生がご存じであれば教えていただきたいんですが、私の認識では、おそらくそのような裁判例はないんじゃないかと思えます。

この55条は団交権を保障したというふうにならざるを得ておりますけれども、民間の企業、あるいは公務関係でも現業の企業職員の場合のように、労働委員会に訴えて、当局が団交しないから、団交を命じろという行政命令を労働委員会に出してもらったり、そういう、違反に対するサンクションが設けられていないのがこの55条1項であります。これは罰則もありません。措置要求とも違って、罰則もないという条文であります。

したがって、法制的には、白地に書くとするなら、民間と同じように団交を拒否した場合には、そういうサンクションを設ける、まさに法的な意味で団交権を保障し、違反に対してはサンクションを科すことがありえます。それに対して団結権を認め、その侵害には法的救済を用意するけれども、団交拒否に対してはサンクションを設けないということにすれば、団結権のみを保障し、団交権については、法的な意味で制裁を科すという意味での保障はしていないと、そういう記述の仕方は法技術的には十分に可能だということになります。ですので、現行のこの55条をどう解釈するかという問題にもなり、行政法も随分進んでおりますので、別の解釈があるかもしれませんけれども、少なくとも現状のところはそういうものというふうになります。

したがって、仮に団結権と団交権の保障というものを分けて考えると、おそらく4つぐらいの段階に分けられるのではないかと思います。第1が、民間と同じように、団体交渉を拒否した場合に法的な制裁、あるいは法的な救済を課すような形で保障する。これが第1といたしましょう。第2は、この現行の55条1項のように、法律上明文で申入れ

に必ずべき地位に立つと明記するというふうになれば、これは、法的な意味で裁判所によって担保されるような義務じゃないかもしれませんが、法律上このような義務を明示する、言うなれば、行為規範を法律上明示しているということかもしれません。第3の段階ですが、55条は、登録を受けた職員団体、登録職員団体についてのみ書いてありますが、55条2項以下は、登録を受けてない職員団体も含めて規定がしてあります。これは55条1項の適用はないのですけれども、団体交渉することがあり得ることを前提の条文というふうに思われますから、55条1項のように行為規範を明示していないけれども、交渉があり得ることを前提に規定をします。これが第3の段階かもしれません。そして、先ほど議論されていたのは、第4の段階でありまして、まさに法律上何も規定せずに、事実上協議したり、話し合いをするというものがある。しかし、団結権のみは保障すると書く。おそらくそういう4つぐらいの段階が考えられて、法律上それをどうするかは今後の議論として、どのような仕組み方でも理論上はあり得るのではないかというふうに考えております。

【小川座長】 大変示唆に富んだ、また、専門的なお立場からご助言いただきました。菅家委員、どうぞ。

【菅家委員】 大変遅れまして申しわけないです。どうも。

これ、今まで平行線で議論してきたので、私なりに、私見ではありますけれども、法的な視点からもいろいろ考えてきたんですけれども、今ほどの法律の解釈も含めて、いわゆる現在の地方公務員法の警察職員及び消防職員の団体交渉権ですね、これについては、第52条第5項においても明確に禁止をしている。また、その団体交渉に関する規定においても、法第55条第1項において、交渉できる団体は登録を受けた職員団体と定められている。その職員団体の登録についても、法53条第4項において、警察職員及び消防職員の組織化は明確に禁止をされているというのが今の国内法で示されているわけですね。

ただ、検討会のテーマになっている団結権の付与、これについて限って見れば、法第52条第5項に、見ますと、これを読みますと、警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならないと規定しているわけで、いわゆる団結権に関して、直接どの条文でどのように禁止をしているかというのは明確ではないのではないかなと思うんですね。つまり、52条の第5項では、あくまでも交渉する団体を結成してはならないと、こういう、団結権は言っていないんですね。交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはな

らないというわけですから。で、現在でも、既に団体として組織をされて活動されていると思うわけですが、まさに迫委員の所属されている全国消防職員協議会ですか、あるいは先日のヒアリングにも出席をされました消防職員ネットワーク、これらについては、現実として、いわゆる団体交渉権は持たないけれども、職員団体として位置づけられていると解釈してもいいのではないかとということですね。

【迫委員】 拡大解釈です。

【菅家委員】 まあまあ、拡大解釈、これ、実際に、つまり、団体交渉権まで及ばないけれども、この法律の解釈によっては、まさに新たに職員団体は結成できると解釈して、法律の解釈ですよ。よろしいのではないかと。ただ、法的には団体交渉権はないですね。ただ、団結権という、職員団体を結成できるかどうかという議論をするならば、法律の解釈によってはそのようになるのではないかと。いわゆる全国消防職員協議会を調べてみましたら、1977年8月に結成していますから、実に33年間もたっている。また、消防職員ネットワークも、1997年5月ですか、結成されて13年間も活動をされているわけですから、中身を見ますと、職員の勤務条件や安全衛生、装備状況などについても、全国的に情報の共有を図るべく活動されてきているということであるわけですから、ですから、例えば現行の法令のもとで団体交渉権を持たない職員団体として位置づけるということはできるのではないかと、法律の解釈によって。

ただ、団体交渉権を持たない労働組合、職員団体というのはやっぱり大きな課題になるわけですから、そこは法律を改正しなくちゃならないわけですね。ただ、現実を考えてみたときに、私も一つ前に提案しましたがけれども、やはり今、まさにILOも一定の評価をしている。一方では、今、申し上げたように、団結権という意味では、法律の解釈の中で一定程度の整理をしたらどうかということですね。本来、団体交渉権がないわけですから、交渉権については、消防職員委員会、先ほど座長が提案された、充実を図ると、現実の問題ね。そして、具体的にはね、やっぱり消防長や管理者、我々管理者に意見が通るか通らないか、ここだと思うんです、いろいろと調べてみると。ですから、例えば第三者機関を創設して、そこから直接ね、消防長や管理者にちゃんときちっと、第三者機関の創設をして、そういう声が反映されるということが、結果として消防職員のさまざまな思いを反映することになるというようなことを、まあ、私としてはいろいろ提案といたしますか、いろいろ平行線できている中で、一番現実的な方向性を見定めるという意味では、今のような考え方で検討していただければとご提言を申し上げたいと思います。

以上であります。

【小川座長】 ありがとうございます。非常にご苦心の末の解釈をご披露いただきまして、敬意を表したいと思います。

まあ、何十年来の積年の課題ですから、解釈の変更でということが、世の中のこの議論は一つあるかという気がいたしますことと、先ほど来議論になりましたとおり、法的に認められた団体については、法人格の取得ですとか、あるいは専従職員の配置とか、あるいは組合費のチェック・オフとか、さまざまな法的な効果が現実のものとして影響を与えてくるわけでございまして、ここはやはり解釈、もちろん解釈を十分これは議論すべきだと思いますが、合わせて法的な手当てを実際問題として議論しておかないと、なかなかこれは何十年来の積年の課題であるだけに、少し解釈変わりましたということでは進まない局面が出てくるのではないかという気がいたします。いずれにしても、大変ご苦心の末の非常に一考に値するご提言、ご見解をお示しいただいたことには心から敬意を表させていただきますと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【下井委員】 ちょっといいですか。

【小川座長】 どうぞ、下井委員。

【下井委員】 話をさっきの荒木委員の話に戻してもよろしいでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【下井委員】 団交拒否があった場合の法的効果ということで、今、ちょっと慌てて判決を2つほど見たんですが、はっきり分かれておまして、1つは、請求の趣旨は、団交拒否されたその当局側に対して、団交に応ずべき地位に立つことの確認、これに対して判決は、ここは権利義務性がないのだから、そんな地位は確認できない。だから、この55条の1項は、当局側に対して何らかの義務を、法的な意味での義務を与えたものでもないとし、職員団体に何らかの意味での法的権利を与えるものでもないという解釈。

もう一つは、これは、損害賠償請求、団交拒否に対する損害賠償請求で、これが民法なのか、国家賠償法なのかというのは非常に難しい点があるかと思いますが、それは置いて、これは結果的には棄却、請求棄却だと思いますけれども、不法行為になり得る余地は認めております。あり得るという。

【小川座長】 それぞれ地裁の判断？

【下井委員】 地裁ですね。

【小川座長】 両方とも地裁ですか。

【下井委員】 はい。両方とも地裁です。これについては上級審がないので……。

【小川座長】 そうなんですか。

【下井委員】 はい。ないですね、控訴してません。で、これはやはりそもそもが憲法の28条で保障された権利であるかどうかという見方が多少、そう見るかどうかで最終的な解釈への影響が違うようです。誤解がないように申し上げておきますと、両方とも消防じゃなくて、普通の非現業ですけれども。

で、この場合に今、判決文を見て確認したんですが、両方とも原告は職員団体です。ですから、今、申し上げた2つ目の判決に従えば、不法行為が仮に成立した場合、損害賠償がおそらく職員団体にされるんだと思います。

【小川座長】 それは登録職員団体ですね。

【下井委員】 登録です。55条1項が問題になっていますから。ですから、その意味では、解釈は分かれていますけれども、全くそのサンクションがないわけではない。ただ、損害賠償しかないというのをどうとらえるかというのは、また、それは法的には非常に問題だとは思いますが。

【小川座長】 ありがとうございます。大変参考になるご見解をいただきました。

【荒木委員】 ありがとうございます。私の言った趣旨も実は同じようなことで、団交に応ずべき地位の確認を認めた裁判例はおそらくないというのが先ほど言った趣旨であります。

不法行為による損害賠償は、これはいろんな場合にあり得るわけですね。今、ご紹介いただいた裁判例も、私もたまたま見てみたんですが、これは複数の団体に対して差別的に、こっちとは団体交渉やっているけど、こっちとはやってないと、そういうことで不法行為を認めた例はあります。これは、たしか30万円ほど損害賠償を認容しています。損害賠償は、これはいろんな場合に、法的保護に値する期待を裏切ったという場合には認められますから、これは団交権の侵害ということなのかどうか。たしか裁判例も、要するに、そういう話し合いに応じなかったことによって、その職員団体の名誉といいますか、信頼を侵害したというふうな議論でありますから、団交権の侵害ということもできそうですが、団結権自体も侵害したということなのかもしませんが、そういう不法行為はあり得ると思うんですね。

ですが、この55条、かなり明確に応ずべき地位に立つものとするを書いておきながら、

団交に応ずべき地位の確認を認めた裁判例はないというのが、現行の地方公務員法の55条1項の規定の解釈なのではないかということで、先ほど申し上げた次第です。

【小川座長】 その点、これも不確かなことを申し上げてはならないんですけども、自治法にしても、公務員法にしても、当然自治体が行うことですから、あまり、何と申しますか、強制なり、あるいは罰則なりということは想定してない法制が多くて、例えば行政局は、今、阿久根市の対応にも非常に苦慮しているわけですけども、違法状態に明らかに外形上入るわけですが、それを修正する手立てが法的に用意されてないといったような事例は、やはりほかにもあるわけでございまして、ここはひとえに自治法制なり、また、地方公務員法制そのものが当然法的な義務なり、法的な責任は、性善説に立って果たしていただけるものという前提に立っていることも一部、一つの要因と申しますか、背景と申しますか、そういった部分はあるかもしれません。はい。

大変法制的にも非常に実り多い議論が続いておりますけれども、その他の点も含めていかがでしょうか。

【人羅委員】 じゃあ、よろしいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【人羅委員】 ちょっと話のポイントが変わってしまうんですけども、やはり主要な論点について指摘されているやり方として、団結権を回復する場合、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できない場合、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきかという指摘がありますが、これについても、今現在ほかにそういう特別に、例えば自治労入っちゃだめとか、そういうような扱いで区別されている労組というのがあるんですかというのをちょっと確認したいと思ったんですが。

【小川座長】 ここはどうですか。すいません。実態から言えば、水道関係とか、それから、水道だけですかね。どうぞ。

【岡本委員】 基本的には、各団体がどこの組合に入ろうと、上部団体を選ぼうとそれは自由だというふうに認識しております。

【小川座長】 法的には、あれは分かれてないですね。

【岡本委員】 全く分かれてない。

【小川座長】 実態として、水道関係と、それから、交通関係が分かれているということですね。どうぞ、佐々木部長。

【佐々木公務員部長】 法的な観点だけ申し上げますと、職員団体は、基本的に職員を

中心として結成されなければならないわけですが、中に一切職員じゃない人が組んじゃいけないということではなくて、非職員も何人かいていいということになっていますので、例えば一般非現業の職員団体に企業の職員が入っているということも違法ではありません。ただし、登録職員団体、さっき交渉に応ずべき地位に立つという登録職員団体になるためには、企業職員が一般の職員団体に入っているというわけにはまいりません。もし入っていると、登録はできないという形になりますので、その辺が職員団体と登録職員団体で少し取り扱いが違うという法制になっております。

【小川座長】　そこはあれですか、正確に言うと、登録職員団体は同一の地方公共団体に属する職員のみで組織とあるわけですよ。この場合の同一地方公共団体、当然、例えばある町の非現業も水道職員も、同じ地方公共団体だと思うんですが、任用者が、任命権者が違うということですか、企業管理者と首長さんと。

【佐々木公務員部長】　すいません。企業職員は公営企業法で地方公務員法の適用除外がございまして、その部分については、登録職員団体部分については、入ることに、登録ということができないということになります。

【人羅委員】　よろしいですか。ちょっと具体的なイメージを出させていただくんですけども、この消防職員独自の団体のみに加入できるとすべきかという場合、仮にそうした場合、ぶっちゃけた話をいうと、例えば市職労には入っちゃだめと。で、消防職員団体をつくってくださいと。ただ、その消防何とか団体が、例えば自治労の傘下にあるということ自体は問題がない、そういうような整理なんですか、実態について言うと。

【佐々木公務員部長】　すいません。自治労さんとか、その、いわゆる上部団体と言われるものは、この地公法上の法律上の職員団体とかではありません。その外の話ですので、それはちょっと法律上の話ではない。

【人羅委員】　そうですね。だから、要するに、市職労とか、そういうのに一緒に入っちゃだめという、そういうことをおっしゃっているわけですね、これ。

【佐々木公務員部長】　はい。そういう考え方にすべきかどうかということ論点として書いたということです。

【人羅委員】　わかりました。ちょっと実際にどういうことを言いたいのかなというのがよくわからなかった。すいませんでした。

【小川座長】　ありがとうございます。論点整理とは申し上げますものの、十分詰め切れているかという、まだまだ含みなり、幅を持たせたご提案なり、整理になっておりま

す関係上、どしどしとご意見、ご質問いただいて整理をしまいたいと思います。ほか
にいかがでしょうか。別の観点でも結構です。どうぞ。

【小沢委員】 本日は遅れてしまい大変申し訳ございません。

公務員課の丸山課長と会う機会があって話をした。別に迫さんの応援団になるわけでは
ないが、先進国の中で、世界的にも団結権を認めないのはやはりおかしいのではないかと
思う。そう思ったきっかけは、この間埼玉県の秩父で防災ヘリが墜落して、消防署員3人
と委託先の本田航空のパイロットと副操縦士が亡くなる痛ましい事故が発生した。その出
動要請等についてももう少し考えればよかったかなという面もあり、団体権が認められて
いれば、このような事故は防げたのではないかと考えている。当然、消防職員は災害から
住民の生命・財産を守るという崇高な精神はあるわけだが、裏を返せば、自分たちも生命
を守りながら仕事をしなくてはならないという立場であり、非常に危険職だということは
もちろんわかっている。このような会議を何回続けても平行線では仕方がない。私とすれ
ば、法的な解釈は、我々は素人なので、専門家の方々に憲法や自治法等に照らし合わせて、
間違いのないようにしていただき、また、団体権を与えたことによって、懸念されるよう
なことは法整備をしていただき、一歩前へ出て、消防職員の立場を理解してあげるのも
一つの方法であり、そのような時期に来ているのかなと思う。ただ現場の関係で、総務省
の公務員課の考えと消防長の考え方の調整がいくかどうか、消防長会などは反対ですから。
やはり与えるべきものは与えて、さらにしっかりやっていただき、消防団との関係、あ
るいは地域との関係等、懸念される問題を法でしっかりまとめていただきたいと考えます。

【小川座長】 大変お立場ながらこそその重みのあるご発言をいただきました。ありが
とございます。大変重みのあるご発言いただきました。ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【下井委員】 また、ちょっと話を戻してしまうことになってしまうかもしれませんが、
先ほど荒木委員が4段階に整理されていましたが、その整理からも多分はっきりし
ていると思うんですが、実は、現在の地公法の保障しているその非現業組合、非現業の職
員の職員団体に交渉権があると言っても、これは少なくとも民間の労働組合法上の団体交
渉権に比べれば極めて制限されている。団体交渉権が保障されているかと言われると、保
障されていないという見方も、これは十分あり得ると思うんですね。非常に弱い交渉権しか
ない。協約締結権はないわけです。ところが、そこだけ見ればそうなんですけれども、
おそらくこれは私の推測にすぎませんが、消防職員の団結権、あるいは団結権を付
与することによって、当然交渉というものもその視野に入ってくるということを懸念され

る立場の方々、これだけ弱い交渉権しかない、協約締結権がないのにもかかわらず、実際には非現業職員の組合と当局側が協約まがいのものを締結して、数年前から随分新聞報道とかもされて、実際には裁判にもなっているように、不適切な公金支出がたくさんあるじゃないかと。そこは法律と実際の乖離があるんだから、そう建前だけの話では通らないのではないかという懸念も、一方ではあるのではないかと思いますので、その点はやはり視野に入れて、今後、どういうふうにしていくのかを考えていかなければいけないんだろうなと私は思います。

今日はフリートークだということで、ちょっととりあえず意見だけを述べさせていただきました。

【小川座長】 下井先生、ありがとうございます。今の点、職員組合の存在なり、団体交渉と不適正支出との関係。

【下井委員】 はい、そうです。

【小川座長】 ああ、そうですか。そこはもうちょっとご説明いただくと、どういったあれになりますか。

【下井委員】 不適切な発言になってしまうかもしれませんが。現実には協約、法律上の労働協約は結べないんだけど、正式な労働協約ではない取り決めを……。

【小川座長】 覚書のような。

【下井委員】 まあ、そうですかね。職員団体と当局、市長なり何なりとの間で結んで、それによって、例えば、いわゆるヤミ給与のようなもの。

【小川座長】 うーん、そういう意味で。

【下井委員】 そういう例が実際に報道されている……。

【小川座長】 違法な支出ということではなくて。

【下井委員】 いや、違法な支出なんですけれども。違法な支出、だから、条例に根拠のない。

【小川座長】 あーあ、なるほど。

【下井委員】 それはさまざまな形でなされるわけです。慰労金とか、ある自治体であれば、スーツの支給であるとか。

【小川座長】 ああ、そうか。そこまでいくと違法な支出ということですか。適正か不適正かということはいろいろあるとして……。

【下井委員】 あると思いますけれども。

【小川座長】 違法にまでいく支出もあったということですね。

【下井委員】 それは判例にはないわけではない。いや、それはありますよ、実際に。それが多いか少ないかは別ですけども。そういう懸念を当局側の方が持たれても、私はやむを得ないのかなと思っています。

【菅家委員】 じゃあ、私もまた一言。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 先ほどの繰り返しにはなると思うんですけども、やはり団結権の検討という視点で考えたときに、先ほども述べたわけですけど、いわゆる全国消防職員協議会も、消防職員ネットワークも、現在の活動状況と変わらないのであれば、その存在までも否定することはできないわけでありますから、まさに団体交渉権と団結権という考え方の中で、やっぱり団結権ということからすれば、当然運用上といいますか、現行法の一つの解釈によっては一定程度の方向性が見出せるのではないかと、こう思うんですね。

ですから、団体交渉権まで付与するのかもしれないのかというのは、まだ大きなテーマ、議論になってくると思うんですね。ですから、非常にそのところはデリケートな問題だと思うし、完全に法律改正しなくちゃならない問題になりますから。だから、私は、非常に議論の中で団結権に限るということからすれば、法律の解釈によっては、今あるそういった協議会であり、ネットワークもあるわけですから、そういった、いわゆる団体交渉権を持たない職員団体として位置づけをするということになればよろしいんじゃないかなと。まあ、一步踏み込んだ発言をさせていただければ、座長は、その法律の解釈だと言っても、これは非常に解釈というのは、重要な解釈の、何といいますか、変更といいますか、そこは重要な論点だと思うんですね。一切その団結権に関しての法的な規制はないわけですね。あくまでも交渉権は認めないわけですから。

ですから、ずっと団結権の議論してきたわけですから、私は、ある意味では、今まで取り組んでこられた存在を否定できないのである以上、職員団体として位置づけをするというような考え方であってもよろしいんじゃないかなということなんですね。その辺はいろいろご意見いただきたいと思うんですが、それを踏まえて、じゃあ、交渉権のない中でどうするかという課題が出てくるわけですから、消防職員委員会の充実を提言しているわけで、この辺ひとつ、何といいますかね、ご意見いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【三浦委員】 ちょっと論点、整理したいんですけども、職員のネットワークの会とか、消防職員の協議会、これは現実、先ほど菅家委員おっしゃったように、全国的に古くから活動されておるんですけども、基本的にこの今現在、団結権付与の議論というのは、まず、目的があるからそういった団体をきちっとしましょうと。これが職員団体制度の中では、勤務条件の維持改善を図ることを目的とした組織をつくることを認めるかどうかの議論で、法律的に何ら警察と消防は書かれておらない。で、現実の協議会、あるいはネットワークの会は法的に何ら担保はされておらないので、私の会なんですね。それをきちっと地公法で整理をしましょうというのが一つの消防の職員の団結権が付与されると、そうなる。何もこの団結権が付与されて、職員団体をつくる権利が消防職員に付与されると、協議会だけじゃない、ネットワークじゃない、いろんな会ができる可能性もあります。はい。ですから、既存の組織があるからどうのこうのという議論、現実を認めるというのはものすごく大事なことなんですけども、既存の組織が苦勞されておられるのは、全く法律でこういった維持改善を図ることを目的とする組織をつくってはならないと思っておりますので、そこを、例えば付与したときに、じゃあ、維持改善を目的とした組織の目的を達成するための担保としての実質的な仕組みをどうするのかというところへ踏み込まざるを得ない。そうすると、交渉権と一緒にになるので、我々の立場からすると、何度も繰り返しておりますけれども、危機管理、危機に即応するこういった組織については、それはなじまないというのが、今も私は考え方は変わっておりません。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 何ていいますか、その団結権を付与するという、団結権の議論の中で、あくまでも法律の解釈の中の論点を申し上げているわけで、当然ながらそういう課題があるにしても、ただ、団結権だけを付与するという議論だとするならば、そういう既存にある組織は、いわゆる団結権として存在しているので、組織があるのではないかということになるわけですね。本来であれば、団結権は認めないんだったら、存在を否定せざるを得ないけれども、10数年、30数年間もそういう組織がある以上、やっぱり33年間、13年間もあるということは、その法律において、法の解釈の中である程度認められてきたので、存在すると。ただ、その問題はあるけれども、ただ、団結権という一つの、団結権を付与するという限った場合の法的な解釈を論ずれば、何らこれを否定する条文はないと言わざるを得ないですね。ただ、交渉権は認められないとね。

ですから、私としては、この検討会の目的があくまでも団結権に限定して議論するなら

ば、そういう解釈もあってもいいだろうと。ただ、交渉権まで、じゃあ、付与するのかとなれば、また論点が変わってきて、また別な議論になってくるのではないかと、このように思いますので、あえて、丁寧に申し上げれば、職員委員会というものがあれば、それらを充実した中で、交渉権にかわるというわけにはいかないけれども、現実の職員の勤務条件等の問題を、課題を解決する道は開かれていますから、そういった充実していくというのも、一つの現実的な論点の整理した方向性を見定める一つの選択肢なのではないかと思うわけです。

以上です。

【小川座長】 三浦委員、どうぞ。

【三浦委員】 1点だけ、菅家委員に。これは私の考え方が足りないのかもわかりません。これは、後、迫委員にお聞きしたいんですけども、職員協議会、あるいは消防職員のネットワーク会というのは、彼らは、地公法52条に基づくこういった組織を拡大解釈をしてやっているとは私は思ったことはないです。そこが厳密にラインが引かれておるので、ネットがかかっておるので、彼らはそこの部分で批判を受けたくない形の中でどのような活動をするのかというので何十年間苦慮されとるわけですね。そういうことです。そこを一步踏み込んでしまって、維持改善を目的とするような活動をした場合に、当局側がそういった、言葉きついですけど、まだ法律的には認められてないし、非合法の組織とのあつれきが過去にもあったようには聞いております。したがって、これは迫委員に聞きたいんですけども、この地公法の52条1項をいろんな解釈をして、自分たちはその団体だと思いいなっておるのかどうなのか、そこだけ迫さん、1点だけ教えていただきたい。その部分を苦勞されているとは私は思っていたんですけどね。

【迫委員】 私が発言しないとすごくいい議論ができるのかなと思って黙っていました。

三浦局長、おっしゃるとおりで、自分たちは、33年間52条第5項に縛られながら、自主組織として、いわゆる私の組織としてやってきました。その中で交渉もすることもなく、ただ、意見具申はしながら協議はしてまいりました。だから、評価としては、もうおっしゃるとおりでございます。ただ、せっかくですので、この資料の評価を二、三してよろしいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【迫委員】 事務局にもお願いして。もう先だってから、全国消防長会のアンケートについてやっと見せていただいたので、その評価で問1を見てほしいんですけど、実は、33

年前、全国消防長会、100%の反対でした。この間30年過ぎると、私どもの経過と一緒になんですけど、賛成と意思表示する方が62名の消防長がおられると。この土色のラインというのはちょっとわかんないですけども、このブルーラインというのは、実は、うちどもの消防長にきたアンケートの結果ですけれども、多分、全国消防長会は、団結権付与については完全に反対の姿勢だと思います。苦しい立場で三浦局長もおられると思いますけれども、その中で、私ども評価したいのは、多分このアンケートは市長会とともども同一的にやられたアンケートで、前回は市長会のアンケートは出てきましたが、この提出がなかなかできなかったという意味も含めて、やはりこういう時の流れと、まあ、200名近い消防長がどちらかと言えば賛成以上ということにおいて、多分消防長会としては、きちんとした反対の意思を出せということだったと思うんです。私が消防長だったらそうします。

その中でこういうことの実、それと、資料の何枚目ですかね、資料2の（未定稿）のやつなんですけど、矢印の上のやつと下のやつについて、上のやつといってもわかんないですけど、出動時等において指揮命令権と、それと、常時災害に対応できる消防体制ということなんですけど、実は、消防職員委員会も菅家さんからおっしゃるとおり、リアルタイムで進行形でやっています。でも、消防職員委員会、やっても、火災があれば出ていくし、日常的なその会議、いわゆる建築相談、危険物の許認可の相談をやっても、いざ火災、災害があれば出ていきます。通常業務で災害優先で出ないことは消防署でまずない。ということで、自分たちも若い連中とも話をして、非常に遺憾に感じるということをおっしゃっていました。私もそうなんですけど、これは消防職員を侮辱しているのかという声も出ております。

それで、情けないのはこういう感覚をお持ちの方がやっぱりおられて、でも、今日の会議に限ってはすごく、小沢委員からも何か追い風みたいなお話を伺いながら、私自身は、やっぱり時の流れとともに、消防職員は住民の負託にこたえて、その財産・生命を守るんですけれども、やっぱり事故が今多くて、ヘリコプター事故、今日も遭っています、海上保安庁で。それも含めてやっぱり自分たちが何をすべきかという安全の管理を含めて、自らがきっちりやっていく組織体制をつくっていくと。そういう形の中で業務に推進していく、特化していく。1つ例を言えば、アメリカの9.11で、彼らは、どう考えてみても消防職員であれば、あれは落ちることはわかっていたはずなんです。その中へ入っていくプロ意識というのは、団結権があろうがなかろうが、消防職員の使命である以上、このプロ

意識をなくしたら、消防職員、やめないかと、そんなふうに思っています。

したがって、団結権を含めて、やはりよりよい環境と職場に専念する、それを自主決定、自主交渉をやりながら、交渉といたらまた怒られますけども、そういう環境に消防職員を置きながら、自己責任でやっていく環境を自らがつくっていくというのが、この団結権の保障から始まるのではないかと、そんなふうに考えています。

この文章の評価については、非常に消防職員としては、矢印のこの2点については非常に遺憾に感じるところであります。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。非常に情熱的な迫委員でいらっしゃいますから、あれなんですけど、若干この市長会、消防長会の調査も、当然客観的に行われたものだという前提に当然立つべきですし、立たなければなりませんし、仮に団結権なりということになれば、現場の職員の皆様ご自身のいろんなモラルとか、資質とか、もしかしたら、今まで以上に問われるということでしょうし、責任が伴うという意味ではですね。

【迫委員】 そうです。逆に厳しくなる。

【小川座長】 そういうことも含めて、今日は大変前向きに議論をいただいていること、また、それぞれの立場があるからこそ非常に重みのある、また含蓄のあるご発言が相次いでおりますことに、ほんとうに座長として心から敬意と、また、感謝を申し上げたい、そういう思いでございます。

予定の時刻までもう5分、10分でございます。この後、ちょっと提案もございまして、その分だけ割り引かせていただいて、5分、10分でございますが、特に吉川委員、また、辻先生、ご発言、今日は控えておられるかもしれませんが。

【吉川委員】 提案に関することなのかどうか分からないんですけど、参考資料1についてちょっと説明なくて、参考資料3の後半に関係があるかなと思うので、これはどういう趣旨で書かれた、ちょっと全然議論とは関係ないかも……。

【小川座長】 事務局、いかがですか、参考資料1について。

【植田公務員課長】 参考資料1、お付けしてございます。これは現行の制度で地方公共団体において動いているものとして、労働安全衛生法の規定に基づいて労使による委員会の仕組みということで行っているものの例でございます。先ほどのご提案の中で——ご提案というか、論点整理の中で1つの案といたしまして、団結権を回復して、消防職員独自の仕組み（労使協議等）を構築するという提案——提案というか、仕組みの例示もござ

いましたけれども、それも含めてご議論いただく際の一つの参考にさせていただきたいということでおつけさせていただいてございます。こういう形で安全委員会、衛生委員会というのがございまして、委員の構成の欄で※の①以外の委員の半数は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名というふうになってございます。こういう委員会というものもあるということをご参考までにお付けしているところでございます。

【吉川委員】 そうしますと、ちょっと理解がしにくかったんですけども、こういうものの類似した組織も視野に入れて、今後検討していくということなんですかね。類似した組織というか、独自の組織とかかわると。

【植田公務員課長】 ええ。そこまで視野に入れるというところまで認識しているということではございませんけれども、幅広い議論をいただく中で、こういう一つの実例もあるということをお示ししたかったところでございます。

【吉川委員】 ありがとうございます。

【小川座長】 これは、むしろあれですが、消防職員委員会制度は、これを参考にしたとかということはあるんですかね、歴史的な経過からいうと、もしかしたら。まあまあ、即答できなければ、今でなくて結構です。非常に何かある種の類似性といいますか、まあまあ、今でなくて結構です。はい。

吉川委員、よろしいですか。

【吉川委員】 はい。

【小川座長】 辻先生、今日のご発言……。

【辻座長代理】 はい。今日はいろいろ、今までと少し変わった視点から議論が行われまして、私も随分考え込んでしまったんですが、もう少し理論的に、実態的に決められるかと思ったのは、先ほどから話題になっている、ここは団結権について議論しているんですけど、その団結権と交渉権の関係で、特に三浦委員と各委員の中で、最終結論は同じかもしれないんですけど、その過程の議論において、結局法制的に考えて団結権と交渉権は完全に分けられるのか、完全にある程度団結権を付与すると、一定程度の交渉権も伴うようなものなのか。それは法制的には分けられるけど、実質的に伴うものかと考えるべきなのか、そうじゃないのかと。このことについては、ちょっと結論いかにかわらず、少し詰めて、しっかり、まあ、この検討会の課題でもありますので、少し結論を出すべきじゃないかなと思いました。

それにあわせて、仮に団結権、交渉権もともにということになると、改めてこれと類似した問題で私が問題になると思うのは、現行の職員団体の制度においては、交渉事項に関しては、一応法制的には明確にその勤務条件に関して交渉事項になっていて、管理運営事項に関しては、交渉の対象とすることができないと。理論的には明快に言っているんだけど、実態的には、この2つは密接不可分に非常に伴って交渉ないしお話をしているように見られると。これが一般非現業についてもどうかという問題がありますけど、特に消防の場合は、これが密接不可分に話が出てきたときに、さらに何か問題が生じるかどうかなのかということについては検討しなければならないという気がしました。

ここところが、いわゆるずうっと、さっき協約締結権の話もありましたけど、僕が知っている限り、協約締結に違反するような協約締結してないんですけど、協約締結と思わしきようなものの中には見えることはあるかもしれないと。これの話とよく似てて、要するに、どこまで法制的に明確に割り切れればいいのかという話なのか、それから、実態面でその部分についてどう考えればいいのかということがあると。

このことが、結局消防職員委員会制度と、いわゆる通常の職員団体との交渉の違いは、やっぱり管理運営事項を協議できるかどうかというのが一番大きい、僕は違いだと思っていまして、結局、消防職員委員会制度を残して、それである程度職員団体を認めると、見方によっては、非現業でも認められてない管理運営事項に関して議論がよりしやすくなる状況が生まれるかもしれないと。この部分についてどう考えるかということもあわせて検討しなきゃならないと思いました。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。大変専門的なお立場から整理をいただきました。それでは、ご提案、私のほうから……。

【菅家委員】 もう1点だけいいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【菅家委員】 団結権と団体交渉権の問題があって、私、非常にこの今回の団結権の検討というふうに絞られたほうが私はよろしいかなと思っているんですね。なぜならば、団体交渉権までというふうに踏み込むと、やはり前に私、議論したように、法第52条第5項で警察職員及び消防職員は除外になっているわけですね。その中で消防職員だけを団体交渉権まで含めた団結権までやるということになると、やっぱり国民生活の中の安全・安心を守るという意味では、消防業務だけではなくて、救急業務までの一番の国民の生命・

財産の一番かかわっている、何と申しますか、ところがもしかすると、警察よりは消防職員のほうがより身近なのではないか。そうすると、なぜ警察職員はこれを付与しないで、消防職員までは付与するのかという議論に戻っちゃうわけですね。ここが私、非常に極めて重要な論点になってくるのではないかと思いますから、団結権に限って議論すれば、先ほどの法律の解釈上でそういう解釈もあるので、ある程度解釈上では認めながら、着地点を見出せることが可能ではないかと思いますから、その辺はご意見としてまた繰り返し申し上げておきたいと思います。

以上であります。

【小川座長】　ほんとうにご苦心の末のこの菅家委員からの再三のご提案ですので、その思いなり、趣旨については十分これはお預かりをさせていただきたいと思います。

それでは、私からご提案申し上げる前のご発言、何か言い残されたことなりございませんですか。よろしいですか。

それでは、ご提案を申し上げる前に、一言、この間6回、また、今日7回目ということでございまして、大変に潤達にご議論をいただき、お忙しい中のお時間をお割きをいただきましたことに重ねて感謝を申し上げたいと思います。当然のことながら、岡本委員、また、迫委員、そして、木村委員からは積年の課題でもございましたので、非常に情熱的なご発言いただいてまいりましたし、また、辻先生、そして、荒木先生、また、人羅委員、下井委員、そして、吉川委員におかれましては、大変専門的なお立場、また、第三者的なお立場から非常に有意なご提言をいただいてまいりました。さらに、あえて特筆させていただきたい、特に言及させていただきたいのは、使用者側のお立場から今回参画をいただいた菅家委員、また、小沢委員、三浦委員におかれましては、非常にそういう意味では、お立場があるからこそでありますけれども、非常にいろいろなご苦心をいただきながら、しかし、重みのある、含蓄のあるご発言を、建設なご発言をいただいてまいりました。この7回にわたりました、ほんとうに実り多い議論にまずは心から感謝を申し上げ、また、深く敬意を表させていただきたいと思います。

その上でご提案をさせていただくわけですが、本検討会につきましては、一応秋ごろを目途に一定の結論を得るという前提で議論を進めてまいりました。そういたしますと、今日は、ほんとうに建設的な、具体的な議論をさせていただきましたけれども、この論点の整理を受けまして、一定の考え方をさらに詰めていかなければなりません。その意味から、これまでの進め方と、もちろんこれが基本ではございますが、これとは少し別

な観点、別な場を設けさせていただき、その場では非常に労使双方の議論、これはこれでまた別途必要に応じてやっていくといたしまして、この際、これまでのさまざまなお立場からの議論はよくよく踏まえて、専門的な、また、第三者的な立場から、この議論の整理を当たっていただくワーキンググループを、この検討会の本体会議とは別に設置をさせていただきたいという提案でございます。

あわせて、このワーキンググループにつきましては、決定の場ではございません。あくまでこの7回の議論を踏まえた考え方の整理をさらに行っていただく場でございますので、非公開で、何が何でも衆人環視のもとで議論するということは、時に一定の考え方の整理に当たっては非常に障壁となるような場合も考えられますので、非公開でお互いにかみしも脱いで本質的な忌憚のない議論を行っていただくワーキンググループの場をぜひ設けさせていただきたい。そこからまとめていただいた考え方を前提に、当然この検討会、親会議の場合で、本体会議の場で最終的な議論をまた改めてさせていただくこととさせていただきますと思います。

以上のこの7回にわたります検討会での潤達なご議論に対する心からの感謝なり、敬意とあわせて、このワーキンググループの設置につきまして、少し委員の皆様にご意見をいただき、できれば、座長として、この方向について、大まかな方向感について委員の皆様のご了承を賜りたいと思います。どなたからでも結構です。どうぞ、木村委員。

【木村委員】 これまでの議論では、毎回同じような発言になってしまうことで、結局双方譲り合うことはなくここまで来て、最後に菅家委員から建設的なご提案もありましたけれども、私としては、専門家の委員の先生方に、もう少しご発言をしていただきたかったなというところもございます。したがって、できればそういう専門的な、法的な問題含めて十分に検討していただきたいということがまず1点。

それから、座長から、決定の場ではないというお話がありましたので、それを基本に議論をしていただきたいということでもあります。

それと、秋を目途にということですが、具体的にはこれは何月になるのでしょうか。10月になるのか、11月になるのか。その秋はどこまで秋なのかというのはわかりませんが、いずれにしても、そんなに時間はあまりないのではないかなということですので、そういうものも踏まえて、そのスケジュール感を教えていただければと思います。

【小川座長】 ほかにいかがでしょうか。はい、菅家委員、どうぞ。

【菅家委員】 私は、せっかく今まで積み上げてきて、いろんな団体からのご意見もいただいて、これだけ事務局で取りまとめして、みんなで知恵を出しているんな提案をしてやってきているわけですね。おそらく秋口といたら、もう8月、9月、あと二、三カ月しかないわけですから、その中でワーキンググループをつくるという、その目的がね、よくわかんないんですけども、今まで積み上げてきて、議論を整理して、事務局が議論を整理して、みんなで建設的に意見を出そうと、知恵を出してきて、そこで、また、今日もおそらく事務局は取りまとめられるわけですね。だんだん我々の議論を集約してくる役割が事務局の役割で、そして、みんなでここで出し合って、私が今日提案したことに対してみんなで議論したり、そこでまた専門的な方が入っていらっしゃるわけですから、そういう意見を出し合って、それを事務局がやっぱり取りまとめをして、次にこれを諮って、みんなでどうしようかというのが本来の検討会の僕はあり方だと思うんですね。

最初からワーキンググループを設置してやるという会であればいいけれども、最終段階になって突然ワーキンググループってなると、あれ、どうなのかという、正直言って、まあ、あれ、どうなのかというふうに。ただ、ワーキンググループのメンバーによってね、私はよくわかりませんが、どうなのかとか、非常に、正直言ってよくわかんないですね。まあ、私とすれば、粛々とこのせっかくの検討会で今まで積み上げてきたことを事務局がしっかりとそれを把握して、一つの論点を整理して、次に出されて、だんだん絞り込んでいく中でみんなで議論して、取りまとめという一つのやり方が、もう時間がないのであればないほど、それが一番理想かなというふうに感想は持つ、感じた次第であります。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。この際、どうぞ。

【迫委員】 菅家委員のおっしゃるとおりかなと思っていますけど、この間、6回のうちの3回は堂々めぐりだったかなと、ある意味ですね。で、労使という立場の方々、私と三浦さんもそうですけど、労働組合側と理事者側という、その対立も見えてきましたし、そういう意味では、公益の方々に一定の方向性のある政策を含めたところの骨子をつくっていただいて、その後、またこの委員会で議論するということは大事かなと思っています。ほんとうは当事者である私は、ワーキンググループ、入りたいです。当然入るべきだと思っていますが、でも、それもまた変な道になるのかなと。したがって、うん、何でもすっきりする公益の方々が第三者的な評価をしながら、きっちりつくっていただいたところで、

またあえて議論するという方向性のほうがまとまりやすいんじゃないかなと、そんなふう
に思っています。

【小川座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【人羅委員】 私は、ワーキングチーム、そろそろやってもいいかなとは思っていますが、
とはいえ、先ほど議論もあるように、極めて関心が高く、賛否も分かれている話なので、
個別にだれがどう言ったこう言ったという話は別にして、ある程度そこでどのような
議論が行われましたということのやはり公開性をある程度考慮した運営をしていただいた
ほうが、後々の結論を得る上でもいいのではないかと思っています。

【小川座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ただいまほんとうに多岐にわたります重要な事項についてそれぞれご指摘をいただいて
まいりました。まず、木村委員からご指摘のスケジュール感でございますけれども、秋と
いうのが、暦の上では立冬っていつでしたっけ。それを私もあんまり風情のない人間で申
しわけないんですが、より一般的な感覚からいいますと、もう12月に入れば、これは冬
でしょうから、できれば11月中には遅くとも一定の結論を得たいと思っておりますし、
そういう意味では、今、終盤かという、実はそうではございませんで、ちょうど中盤に
差しかかった、あるいは中盤で少し折り返し地点を回ろうとしているぐらいのイメージで
ぜひ共通の認識をお持ちをいただきたい。裏を返せば、そんなに拙速に、あるいは最後に
いって何かいきなりどこか知らないところでというようなことは決してございませんで、
そこは、座長なり、また、事務局を含めてぜひご信頼をいただきたいと思いますし、それ
に耐えられる今後の運営をお約束を申し上げたいと思います。

あわせて、菅家委員のご指摘も大変重要なものでございました。この場で引き続き議論
をし、また、特に今日の論点整理は事務局が中心になって進めたわけでございますけれど
も、引き続きこの場で事務局の役割も明確にしながら議論をという、大変これも傾聴に値
するご意見をいただいたわけでございます。それはそれとして、十分座長として受けとめ
させていただきたいと思いますが、一方で、今日はほんとうに建設的なお互いのいい議論、
実り多い議論をさせていただきましたけれども、迫委員のご指摘に一部ございましたとお
り、非常にこの間、特に初期のころですね、堂々めぐりの労使間のさや当てといえますか、
お互いの主張を、これはこれで非常に重要なプロセスではございましたけれども、そうい
う期間が続いたわけでございまして、いかにもこの問題に関しては、ここにいらっしゃる
小沢委員、また、菅家委員、三浦委員、そして、労働側の木村委員、迫委員、また、岡本

委員は、非常に理性的に抑制をきかせたご議論をいただきましたけれども、本質的にはこれは労使間で利害が対立する、あるいは対立しかねないテーマでございます。だからこそ、この7回にわたりまして、専門的なお立場から、また、第三者的なお立場から、この議論にご参加をいただいた、その他の労使以外の委員の皆様にも十分このお互いの思いをお伝えをいただく期間でございましたし、非常に量においても、質においても、お伝えをいただいたのではないかと思います。

その意味で、一たんここで一呼吸置かせていただきまして、この間、それぞれのお立場からのご意見を十分に受けとめていただいた第三者的な、直接の利害の当事者でない委員の皆様にもここはさらなるご力添えをいただき、ワーキンググループの場でお互いの利害なり、納得を得られるような考え方の整理を引き続きお進めをいただきたいというのが座長としてお願いであり、また、考えでございます。そして、その運営に当たっては、人羅委員からご指摘をいただきました一定の公開性なり、また、一定の経過に対する、また、内容に対する説明責任なり、この運営の上では十分にこの点を配慮し、考慮してまいりたいと思います。菅家委員、どうぞ。

【菅家委員】 座長から利害という言葉が出されたわけでありましてけれども、私の立場は、行政の長でもあり、市民の代表でもあるんですね。当然ながら、消防職員の立場も考えながら、利害ではなくて、そういう代表的な立場があるわけですね。行政の長というのは、職員もこれは信頼関係ないとできませんから。当然ながら市民の代表でもあり、当然ながら消防団とか、市民とか。だから、利害と言われると非常に心外だなと思ってですね。つまり、総合的なやっぱり立場で職員もどかのようによくしたらいいのかを考えなくちゃならないし、かといって、市民の立場の消防団を考えなくちゃならない。つまり、総合的な視点で何が一番理想なのかを本気になって考えているわけですね。それが利害が絡むからそれを外して、第三者的なワーキンググループというのは、じゃあ、我々の存在をそういうふうにやっぱり座長が認識していたのかというふうに受けとめざるを得ないと思うんですね。だから、非常に、じゃあ、今までの積み上げてきて、みんなで意見を出し合っただけ、それを事務局が整理をして、またみんなで議論しようというふうにならね、本気になってどうしたらいいのかを考えているわけで、何かここにきて、何か利害者はだめみたいになって、何か労使関係だからというんじゃなくて、やっぱりどうなのか。利害と言われると何かちょっとね、ちょっとやっぱりこう意見として申し上げなくちゃならないと思うんですけども。

ですから、今までやってきたことを私はだんだん集約して、それを、それで、その仕事が事務局の仕事であってね。で、集約してきた方向性を幾つかの選択肢を集約してきて、一つ一つみんなで議論していくというのが今までやってきた一つの検討会の役割だし、それを進めることによって、皆さんの理解が得られてくるんで、そこでみんなで考えて、じゃあ、どういう選択肢を、みんなで現実的な選択肢を選んでいこうかということにつながるのではないかなと思っているんですね。ですから、座長の今のご意見のちょっと利害関係者と言われると、何となくちょっとどうかなというのを、意見だけ申し上げておきたいと思うんです。いかがでしょうか。

【小川座長】 申しわけございません。率直おわび申し上げます。そのようにとられたとしたら、私の言葉の至らなさなり、また、表現の不適切さを率直におわび申し上げたいと思います。大変不愉快な思いをおかけをいたしました。菅家委員、申しわけございません。

単純に利害という表現が適当でないとするれば、もうそのとおりかもしれません。そこはもう重々おわびを申し上げた上でございますが、それぞれ、例えば立場とか、あるいはそれぞれの代表者としてここにご参画をいただいている関係上、その後ろにおられる方々のいろんな思いですとか、そういうものを抱えてここにお越しをあえていただいているわけでございます。なかなか、そういう意味で申し上げますと、そのお立場から、お立場のある方ばかりでもございます。そういう意味では、今日、お示しをさせていただいたこの論点整理はあくまで論点整理でございます。非常に幅を持たせた表現であり、また、複数の方向感を併記したものでございますので、最終的には、菅家委員おっしゃるこの場で改めてこの複数の選択肢なり、また、あまりにも幅のある表現を少し専門的なお立場から整理をいただいたもので、改めてこの場で十分に議論をさせていただきたいという趣旨でございますので、重ねてになりますが、私の不適切な表現だったとすれば、この点をおわびを申し上げると同時に、この第三者的な専門家によるワーキンググループの設置、あるいはこの本体会議に資する形での議論の整理については、何とぞご了解なり、ご了承いただきたい。おわび方々、改めてお願いを申し上げたいと思います。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、それぞれほんとうにいろんなお立場があり、また、いろんな思いがあろうかと思いますが、ここまで7回にわたって真摯に討議をしまいいりました。そのゆえをもつてこのワーキンググループの設置にご了解をいただき、あわせて、その取りまとめ役に

は、この間、座長代理として大変なご貢献、また、私の立場からいたしますとお支えをいただけてまいりました辻先生に、ぜひともお引き受けをいただきたく、また、皆様のご承認をいただきたく、このことをお願い申し上げまして、このワーキンググループ設置のご了承を求めたいと思います。どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。菅家委員、特に、小沢委員、特にありがとうございました。

【菅家委員】 仕方ないですね。座長に頭下げられたら。

【小川座長】 ほんとうに思いのゆえは、もう重々これは今後も私は背負ってまいりたいと思っております。

それでは、事務局から、今後の連絡事項について説明を受けまして、今日、閉会にさせていただきますたいと思います。

【植田公務員課長】 事務局、次回の日程の関係でございます。次回のこの検討会は、今もございましたワーキングの後ということになるかと存じます。開催日時につきまして、各委員の先生方の日程を調整の上で、後日連絡させていただきたいと思っております。また、そのワーキングにつきましても、別途先生方のご日程をお伺いしながら、後日開きたいと思っているところでございます。

以上でございます。

【小川座長】 それでは、今日は2時間にわたりまして、ほんとうに実り多い議論、ご議論をいただきました。これをぜひいい成果に、お互いの理解と納得の得られるいい成果につなげていきますように、座長としても、また、事務局にも大変ご苦労いただきますが、そして、辻先生にはお取りまとめ役、また、専門家の先生方にはそれぞれのお立場からさらなるご貢献を心からお願いを申し上げて、本日閉会とさせていただきますたいと思います。皆様、長時間、大変お忙しい中、ご協力まことにありがとうございました。